

令和6年

第2回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年4月26日（金）

伊勢原市農業委員会

なお、傍聴席に備え付けの「本日の会議資料」については、閲覧用となっておりますので、お持ち帰りにならないようお願いします。

在任定数10名、出席委員全員で、定足数に達していることを報告します。

[議長] 只今より第2回伊勢原市農業委員会総会を開催します。本日の議事録署名委員は、1番 梶政博委員と2番 重田千秋委員の両名にお願いします。

それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案4件の計9件となっております。

[議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

内訳は、大田地区で1件、大山高部屋地区で2件、成瀬地区で1件の届出を受理しています。なお、第三者への斡旋については、2号と4号の方は希望しており、そのほかの方は希望がありませんでした。

[議長] 相続により、所有権を取得した旨の届出が4件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとき、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

伊勢原地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号の1については、昭和45年ごろに住宅敷地へ転用したものであり、農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

[議長] 市街化区域内の農地転用の届出が、1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

伊勢原地区の2件、比々多地区の2件、成瀬地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号の1から5については、一般個人住宅として転用を行うものです。

[議長] 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用の届出が5件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で1件、大山高部屋地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1について、申請人は善波にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年4月3日、対象農地は、善波字天神前に4筆、同字天神山に2筆、同字吾妻下に2筆、同字獅子窪入に9筆、合計17筆、面積は14,373.24平方メートルです。

なお、善波字獅子窪入の1筆については、共同の水道設備が設置されているため、一部の面積を対象として申請されています。

4月10日に事務局で現地調査を行い、みかんやみょうが、露地野菜等の耕作を確認しています。4月16日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第4号の2について、申請人は日向にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和6年3月19日、対象農地は西富岡字北実蒔原に1筆、同字八幡谷戸に1筆、日向字下堤に1筆、同字上堤に1筆、同字西新田原に2筆、同字北新田に3筆、同字上荒田に1筆、同字下ノ原に1筆、面積は7,957平方メートルです。

3月21日に事務局で現地調査を行い、トウモロコシやショウガ、露地野菜等の耕作を確認しています。3月25日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

[議長] 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが2件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号、農地法第5条第1項ただし書き該当の届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 公共事業と一体に行う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用申請は不要です。今回1件の届出がありました。

市街化調整区域の農地は、農地法の許可を受けて土地利用が可能になります。市街化区域内の土地と異なり、利用制限があるので、自分の土地でも勝手に利用を変える事は出来ません。

しかし、許可対象ではない行為があり、ただし書に列挙されております。他の法令に根拠がある行為は農地法の申請手続きは不要ですが、農業委員が、全く知らない内に農地が変更されてしまうと違反転用かなと現場で混乱が生じます。

よって、公共工事と一体の工事は公共団体の長から着手前に工事の届出を提出して頂いて情報共有しています。年間に国・県・市から数件の工事の届けがあります。

今回は、工事期間が3月末までの予定でしたが、工期延長になった報告です。

報告第5号の1として、伊勢原市下水道整備課長から工期延長の届出がありました。場所は岡崎字大割の5筆の一部、合計面積2,277平方メートルのうちの678.43平方メートルを令和5年度 雨水矢羽根第1-1幹線整備工事において、河川に隣接した土地から鋼矢板を打ち込む施工のため、仮設用道路と施工ヤードとして農地を借りて一時転用していますが、工期を当初は、令和6年3月31日までの予定でしたが、9月30日まで延長するものです。

施工業者は市内西富岡の会社です。

なお、地区担当委員には先月の会議時に資料提供しています。

[議長] 農地法第5条第1項ただし書き該当の届出が1件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

次に移ります。

[議長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、高部屋地区で1件、比々多地区で1件、大田地区で2件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は日向字東新田原の3筆、面積は1,202平方メートルです。譲渡人は下糟屋にお住まいの方で、譲受人は日向にお住まいの方です。

経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

4月16日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人世帯で畑が約4aで露地野菜、田が約15aで水稻を栽培し経営しています。農作業は譲受人と父が従事しています。

譲渡人は、相続により農地を引き継いだ非農家であり、保全管理も難しい状況でした。申請地のうち1筆は既に利用権を設定し、譲受人が水稻耕作を行っており、申請地も連なっていることから、今回の申請に至りました。

現地調査の結果、作付けに向けた耕起がなされており、経営農地はすべて効率よく利用されていました。

農機具は、トラクター、耕運機、田植え機、脱穀機など栽培に必要と思われる機械類が倉庫にあるのを確認しています。

農地法第3条の3要件である「農地のすべてを効率的に利用すること」については、申請地は3筆が連なっており、うち1筆を既に耕作していること、譲受人の自宅から徒歩10分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

続けて「必要な農作業に常時従事すること」については、譲受人は勤め人ですが、休日は農業に専従しており、農業経験も40年以上あります。また、同居の父も農業経験70年以上あり、常時従事しております。

最後に「周辺の農地利用に支障がないこと」については、既に水稻耕作を行っており、所有権移転後も引き続き水田として使用するため、影響はないものと考えます。また、地域の水路清掃、除草作業、用水路の管理など地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第1号の2について、申請地は三ノ宮字中叔母様の1筆、面積は1,054平方メートルです。譲渡人は小田原市にお住まいの方で、譲受人は三ノ宮にお住まいの方です。経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

4月16日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人世帯で畑が約73アールで露地野菜を栽培し経営しています。農作業は譲受人と妻及び息子が従事しています。

譲渡人は、譲受人の親族の非農家で、市外在住という事もあり、保全管理も難しい状況で、今回の申請に至りました。

現地調査の結果、じゃがいも、かぶ、大根、ネギ、さつまいも等の露地野菜の作付けを確認しており、経営農地はすべて効率よく利用されました。

農機具は、トラクター、耕運機、田植え機、運搬車、ハーベスターなど栽培に必要と思われる機械類が倉庫にあるのを確認しています。

農地法第3条の3要件である「農地のすべてを効率的に利用すること」については、申請地は譲受人世帯が経営する農地に近接しており、申請

地は譲受人の自宅から徒歩7分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

続けて「必要な農作業に常時従事すること」については、譲受人並びに妻は農業に専従しており、農業経験も40年以上あります。また、同居の息子も勤め人ですが、休日は農作業に従事しております。

最後に「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の水路清掃、除草作業、堰の管理など地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第1号の3について、申請地は上谷字反町の2筆、面積は957平方メートルです。譲渡人は湯河原町にお住いの方で、譲受人は上谷にお住まいの方です。

経営規模拡大のため無償にて所有権を移転します。

前回の総会でも3条申請があったことから、3月18日にも現地調査を行っております。また、改めて4月17日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人世帯で畑が約210アールで飼料用作物、田が約46aで水稻を栽培し経営しています。農作業は譲受人と妻及び息子が従事しています。

譲渡人は、譲受人の親族の非農家で、市外在住という事もあり、保全管理も難しい状況で、今回の申請に至りました。

現地調査の結果、飼料用畑のための耕運管理や水稻の刈込跡を確認しており、経営農地はすべて効率よく利用されておりました。

農機具は、トラクター、ロールベアラー、ハーベスター、ラッピングマシンなど栽培・収穫に必要なと思われる機械類が倉庫にあるのを確認しています。

農地法第3条の3要件である「農地のすべてを効率的に利用すること」については、申請地は譲受人世帯が経営する農地に近接しており、譲受人の自宅から徒歩5分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。また、「必要な農作業に常時従事すること」については、譲受人、妻及び息子は農業に専従しており、譲受人は農業経験も45年以上あります。

最後に「周辺の農地利用に支障がないこと」については、周囲は譲受人世帯が経営する農地に隣接しており、支障はないと考えます。

議案第1号の4について、前回の総会で継続審議となった案件です。

申請地は議案資料のとおり下谷字廣町の1筆 外19筆の計20筆、面積は11,255.61平方メートルです。

譲渡人は海老名市にお住まいの方で、譲受人は秦野市にお住まいの方で、秦野市・平塚市・小田原市で約130アールの農地を経営する小田原市の認定農業者です。

経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

前回総会において、「申請地20筆は、面積・現況地目が各々異なっており、また、所在も飛び地で各所に点在していることから、各筆の営農計画を確認する必要がある。」ことを理由に継続審議とされたものです。

継続審議とした以降の経過としましては、4月9日付で「農地法第3条の規定による許可申請に係る補足資料の提出について」として、各筆の「作付時期」、「作物名」、「収量」、「作物の処理方法」及び「周辺への農地の対策」を記載した「営農計画」を補足資料として4月19日までに提出を求めておりますが、期限までに提出はされませんでした。

その後、4月23日に譲受人より「総会議事録に対する提案書」が提出され、「是非、農業委員会総会にて自分の思いを農業委員に伝えて頂き、審議頂きたい。」とのお気持ちから、今回、追加資料として配布するものです。

前段にて、継続審議となった理由に対する事実誤認について主張されています。

①として3月18日の現地調査 所有農機具確認の誤認

②として営農計画は、申請書様式の必要事項を記載している。特別に必要であれば、別添「各所営農計画」、「営農経験上自身をもって耕作管理できる農地」分のみ記載を特別に添付いたしますので参照ください。

その他、ご心配のとおり申請地は所在が飛び地、まとまった面積がない農地が点在して、管理が難しい土地と思います。その事情も踏まえて、譲渡人も一括処分を希望していることと思います。

そこで、心配事の解消のため提案申し上げます。

【提案内容】

① 譲渡人が所有農地の全てを処分したい希望があるため、「別添各所営農計画農地」以外の農地を地区担当委員及び生産組合の方が希望する範囲で譲渡を受けることにより管理についての心配事を解消する。

② 譲渡人が所有農地について全て処分したい希望があるため、「別添各所営農計画農地」以外の農地の寄付、その他を可能であれば伊勢原市が受けることにより心配事を解消する。

「補足」として、「提案書はあくまで地区生産者の心配を解消する事

を目的とするもので、今後の生産を他の生産者とスムーズに営農して行くことを目指すことであり、原則当該申請を否定するものでない。」との提案になっています。

これまで事務局にて、申請内容の確認や譲渡人・譲受人の当事者間での再協議を促してきましたが、許可申請書の「その他参考となるべき書類」として「営農計画書」の追加提出を求めているものですが、全20筆分が記載された「営農計画」が提出されない中、総会にて審議するにあたり、「農地法第3条第2項により、いずれかに該当する場合には、許可することができない。」についての判断することができず、「許可」・「不許可」の処分を審議することができない状況にあります。

先ほど、説明しました譲受人からの提案主張もあり、その中で「営農経験上自信をもって耕作管理できる農地（6筆）」に限った営農計画が提示された中、申請内容との乖離しているものです。

そこで、改めて申請者である譲渡人及び譲受人の両者に農地の所有権移転及び不足する「営農計画書」の提出について、対面での意思確認するものとし、事務局（案）として、「継続審議」を提案します。

以上、4件のご審議の程、よろしく申し上げます。

[議長] 議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 4月16日に事務局と私が、4月22日に農業委員2名、推進委員3名の計5名にて農地と農機具の確認をしました。

特に問題なく、農地が適正に管理されていきました。また、農機具についても耕作に必要なものが全て揃っていました。

[議長] 議案第1号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 4月16日に事務局と私が、4月23日に地区農業委員全員で現地確認しました。内容としては、事務局の説明のとおりです。補足として、この農地は相続により取得されたものを売却するもので、譲受人は三ノ宮地区において大規模に経営をされております。

[議長] 議案第1号の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 4月11日 事務局と、4月22日に地区担当4名で現地確認しました。譲受人は、市内でも大きな酪農家であり、農地の維持管理について問題ないものと思われま。

[議長] 議案第1号の4については、地区担当として私が補足説明します。

3月18日に本人立ち会いの下、圃場を確認しました。また、3月22日に地区委員4名で確認しております。20筆の営農計画の提出を求めているものであり、事務局の説明のとおり「継続審議」と考えている。

【 傍聴人退席 】

[議 長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問等なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の2について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問等なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の3について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問等なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の3について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の3については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 議案第1号の4について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問等なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第1号の4について、事務局より提案のありました「継続審議とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号の4については、「継続審議とする」ことといたします

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、1件の申請がありました。

調整区域内の農地は、農地以外の利用を希望する場合、事前に県知事許可が必要です。農地法第4条は土地所有者が自らの資金で自ら利用するための申請です。第5条は土地所有者は譲渡人の立場となり、譲受人が資金を出して譲受人が利用する事に成ります。権利設定は、所有権・借地権・使用貸借権のいずれかを移転・設定する事になります。

車の置場を駐車場とする場合、土地所有者自らの費用で整備して駐車場を作る場合が、4条で貸駐車場の転用となります。借りる人の費用で駐車場を整備して地主と賃貸借契約を結ぶ場合を5条で駐車場転用となります。

申請は毎月10日締めで申請月は農業委員会の検討・意見具申、翌月が許可権者の神奈川県農地課の審査が有りますので、2ヶ月の期間が掛かります。毎年30件程度の転用申請を審議して頂いています。

議案第2号の1について、申請地は下糟屋字棚田の3筆、合計面積は1,185平方メートルで、北・南・東が道路、西は水路と申請者の宅地となっています。

譲受人は18人の従業員で塗装の仕事をしていますが、住宅メーカー等のお客様用の駐車場が無く探していたところ、事務所の隣の農地を10台分の駐車場として転用申請する事になりました。

敷地は複雑な高低差のある地形で周囲の果樹・植栽を残し現状の地形を生かして使用します。最大の駐車台数は10台となります。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準について、敷地は通路・駐車位置は砂利敷きします。雨水は浸透トレンチ管を設置して処理します。

計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は手続き中です、4月18日県担当者の現地調査を受け現時点特に大きな指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

[議長]

事務局の説明が終わりました。議案第2号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員]

4月9日に設計事務所より説明を受けました。また4月15日に成瀬地区4名で現地確認した。

[地区担当委員] 雨水処理については、周囲の用水路等に接続され、特段の問題は無いと思う。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号、農地法第5条第1項、目的の適用を受ける、買受適格証明願に係る適格者の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] この証明は、農地の競売・公売について入札・買受けを希望する際に、事前に適格者の証明を受けておく必要があり、入札する際に添付書類として提出します。農地の競売や公売の入札に参加できるのは、この買受適格者証明を有している者に限定されます。

農業委員会は、証明願の提出があった場合、通常農地転用と同様の調査を行い、出願者がその土地を取得し転用されても周辺に問題なく適正であるかを検討し県知事に対し意見書として提出します。県は意見書を元に転用を審査し証明書を発行します。

その後落札者は、正式に転用許可申請書を提出、証明発行時と内容・状況が同じであれば、県から速やかに農地転用の許可書が発行されます。書類に一部でも変更がある場合は、通常通り毎月10日締めで2ヶ月の手続きが必要となります。 去年は数件の案件がありました。

議案第3号の1について、本件の入札期間は6月6日から6月13日午後5時まで、売却決定期日は令和6年7月2日です。入札全体面積は9058.57㎡、売却基準価額は21,197,000円です。

この入札は6回目となります。4回目まで入札希望者はいませんでした。5回目は古物商から証明願が提出され買受適格者証明書を受けて落札しましたが、途中で取下げとなり6回目の入札となりました。

申請の農地は東大竹字下谷戸の13筆で、農地面積合計は3,285平方メートルです。

出願者は、厚木の水道工事店です、厚木の指定工事店の一つとなります。この会社の3年間の主な工事实績ですが、令和3年は350万～6,000万円の契約が16件、令和4年は760万円～1億4,000万

円の契約が23件、令和5年は100万円～1億3,000万円の契約が28件ございました。

既存の使用施設は厚木市小野に管財置場、厚木市上古沢に残土置場を使用していますが、仕事が順調に拡大し置場が手狭になった事により県西地区で土地を探していたところ、競売物件が広さ・条件が最適だったため申請に至りました。

全体の内の西側にある既存牛舎・物置内に管財類を保管する場所とし、東端の牛舎3棟は取壊し、農地を切土して整地してコンクリート製品置場・残材置場を作ります。

申請地は高低差があり、鉄塔・墓地があり地盤を下げる事が出来ません。農地には大きな法面が大部分となります。雨水は伊勢原市地域まちづくり推進条例に従い処理し被害防除します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ha未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

土地利用計画図・断面図の作成については、現時点、入札物件なので、現地調査を行う事が出来ないため、机上で作成したものである事をご理解下さい。

入札時では、伊勢原市まちづくり推進条例等の他法令の手続きが行われていませんので、後日、正式に転用許可申請書が提出され、農地法第5条の議案として提案します。

計画としては周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。4月19日に県担当者の現地調査を受け、現時点特に指摘事項はなく、手続き終了後、県知事に副申します。

県農地課の審査が通れば、県知事名で証明書を発行することに成ります。

以上が一般的な事務局説明となりますが、補足として付け加えます。

指定水道工事店が9,058.57㎡の置場が必要かの疑問ですが、この問題は、事前相談時から県担当者と相談をしている所ですが残念ながら具体的な問題点の指摘はございません。

東大竹字下谷戸の大きな酪農家が水道工事店の置場に利用が変わることに関して何かご意見を頂きたいと思えます。採決には証明発行が相当なのか、周辺の農業経営上大きな障害があり発行しない事が相当なのかご審議を頂きたい。

なお、競売に関する事なので申請の有無を含めて、一切を守秘義務厳守でお願い致します。

[議長]

事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]

4月20日に地区委員4名で現地確認しました。

本宅的な土留め工事を施さないと、周辺の安全確保が出来ない地形である。周辺へ聞き取りをしたところ大雨時に斜面に沿って雨水が入り込む状況にあり、心配である。

[議長] 具体的な計画図面が用意されない時点において「継続審議」としたい。事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第3号について、何かご質問ご意見がございましたらお願いします。

[委員] 競売物件なので、様々な事業者が買受に参加する中で、何を持って適格者であるか判断するのが分からない。意見を求められても判断は難しい。法制度としておかしいと思う。

[事務局] 正式な農地転用申請は、後日、落札者により申請されるもの。落札後の使用用途に対し、周辺の農業事業者に支障があるかの意見を求められている。制度上、継続審議することはできない。

[議長] また、心配頂いた法面処理については、今後、農地転用申請等の中で現地確認の中で土木基準に適合した施工図面が審査されるものとなる。質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手多数 】

[議長] 挙手多数。よって、議案第3号については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、関係する委員は退室をしてください。

(関係委員 一時退出)

[議長] 議事を進めます。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

このことから、同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。

更新の申出22件、新規設定の申出11件の計33件の申出について、順に説明申し上げます。

[事務局]

なお、これらについて決定いただける場合は、利用権始期が令和6年5月1日となります。

まず、令和6年4月30日に利用権の満期を迎える、22件、75筆、41,354平方メートルの更新申出について、説明申し上げます。

対象は、議案第4号の1から22までです。

この申出の内訳について、まず、高部屋地区は、3件、4筆、4,000平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、2件、3筆、3,072平方メートルとなります。

続いて、比々多地区は、3件、8筆、6,784平方メートルの申出があり、全て使用貸借となります。

続いて、成瀬地区は、7件、26筆、13,729平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、4件、19筆、10,532平方メートルとなります。

続いて、大田地区は、9件、37筆、16,841平方メートルの申出があり、うち賃貸借が、6件、32筆、14,677平方メートルとなります。

次に新規設定の申出について、説明申し上げます。

対象は、議案第4号の23から33までです。

まず、議案第4号の23、伊勢原地区、岡崎字矢羽根の1筆、977平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約70アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の24、高部屋地区、西富岡字九澤の2筆、計2,192平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約161アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の25、高部屋地区、西富岡字道替戸の4筆、計2,733平方メートルの賃貸借の受け手となる厚木市で5アールの規模を耕作している農業者は、元々、当該地を借りて耕作をしていた法人の従業員として農業に従事しており、当法人による貸借がこの4月30日に終了することになりますが、引き続き、当該地にて耕作をしたいとの思いから、この度、個人として貸借を結ぶというもので、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致しております。

次に、議案第4号の26、高部屋地区、西富岡字道替戸の1筆、500平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、議案第4号の25の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第4号の27、高部屋地区、日向字西新田原の4筆、計

[事務局] 2, 878平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約170アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の28、比々多地区、串橋字竹ノ花の1筆、991平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約841アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の29、比々多地区、三ノ宮字上初川の1筆、489平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約32アールの規模を耕作している認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の30、高部屋地区、上粕屋字和田内の3筆、成瀬地区、栗窪字林窪の1筆、同字林台の2筆、同字東脇の3筆、同字谷戸の4筆、計8, 482平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約147アールの規模を耕作している認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の31、成瀬地区、石田字長町の8筆、計2, 791平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、平塚市で約16アールの規模を耕作している平塚市の認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の32、成瀬地区、下糟屋字菖蒲田の2筆、同字下町並の1筆、計1, 301平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約378アールの規模を耕作している認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第4号の33、大田地区、下平間字谷原下の1筆、783平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約153アールの規模を耕作している認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

以上、御審議をお願いします。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第4号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」とといたします。事務局は、関係する委員を入室させてください。

(関係委員入室)

[議 長] 以上を持ちまして、第2回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【 午後0時5分 終了 】